# 些循環應り

令和6年4月22日(月) 江戸川区立鎌田小学校 生活指導だより ① 校長 石渡 靖 生活指導担当 橋本

# 生活指導は学習指導の級の下の力持ち!

入学・進級した子供たちは、やる気に満ちた表情で登校してきました。そのやる気に応え、 充実した | 年になるように教職員一同協力して指導にあたっていきます。

生活指導便りは、子供たちのより良い成長の手助けとして学校での指導内容、子供たちの様子、子育ての参考になるような情報をお知らせすることを目的として発行していきます。 今回は「きまり」について、お知らせします。やる気に満ちているときにご家庭で話し合ってください。

# どうしてきまりがあるのでしょうか



学校における「きまり」は、簡単に言えば子供を守るためにあります。危険から守ることや余計なトラブルを防止するためにあるのです。例えば、「廊下や階段は、右側を静かに歩きます。」については、遠い過去に、廊下を走っていてぶつかって怪我をした(させた)という事例があったと推測されます。特に鎌田小学校の廊下は狭いので、走り回っていればぶつかったり転んだりして怪我をしてしまう(させてしまう)確率は格段に高まります。安全に過ごすためには、「廊下や階段は、右側を静かに歩きます。」というきまりが必要となります。

ですから本来きまりを守らず怪我をしたりトラブルになったりした場合、きまりを守らなかった本人たちが悪いので、「きまりを守りなさい」という指導をすれば済むはずなのですが、それだけでは終わりません。事実確認を行い必要ならばきまりの見直しを行います。それまでには、たくさんの時間が必要となります。このような時間が減れば減るほど、教職員は子供たちに使う時間が増え、子供たちは学習や行事でもっと力を発揮して成長へとつながります。まずは、きまりを守ることが大切であることをお子様に話していただくことと実際に守らせることに協力いただけるとありがたいです。

# 鎌田小学校のきまりは多い?



各家庭というそれぞれのルールを持った独立国家から、学校という合衆国に来て生活するので安心・安全に過ごすために「きまり」が必要となります。何か問題が起きた場合には、多数に利益があるように新しいきまりができることがあります。正直に言えば、鎌田小学校のきまりは多いです。具体的に示すと鎌田小学校のきまりは、明文化して保護者の方にも周知しているものとして「鎌田小学校のきまり」「よくわかる鎌田小学校」「安心と信頼の絆を深めるために」があります。また、周知しているものではありませんが、学校で共有している内容として「基本的学習規律」があります。さらに、タブレットのきまりとして「えどタブルール(江戸川区共通)」「鎌田小学校学習用タブレットのきまり」があります。きまり・きまり・きまりばかりで息が詰まりそうです。

では、本当にすべてのきまりが必要なのでしょうか。学校は教育現場であるので、子供たちの実態に合わせて変えていきます。増えることもあれば減らすこともできます。一人一人に「○○をすると△△になる」という考える力がありより良い行動をとることができれば、きまりは大幅に減らすことができます。また、全員が当たり前のように守っているきまりはなくすことができます。学校は、きまりを少しでも減らして指導しなければならない事項を減らしたいと考えています。

#### 児童の現状と持ち物のきまりについて

下記に示す「持ち物に関するきまりについて」は、ものの管理を各自ができればなくすことができるものです。しかし、昨年度 90 次のごみ袋 3 袋分の落とし物を処分した実態があるので、今のところなくすことはできない状態です。

- ※学習に使う物のほかは、学校へ持ってきません。
- ・学習用具はそろっていますでしょうか。余計なものが筆箱などに入っていませんでしょうか。 学習に集中できるよう必要な物が揃っているかお子様と一緒に確認してください。
- | ※自分のものは、全部に名前を書いておきます。
- ※忘れ物をしないように、時間割は前の日にそろえ、朝もう一度確かめます。
- ・忘れ物をしない工夫は、お子様一人一人異なります。良い方法を話し合ってみてください。
- ※学校に忘れ物をしても、取りに来ません。
- ・忘れ物をしないように声を掛けています。それでも忘れてしまった場合は、取りに来なくても 良いようにしてください。

#### ○まとめ○

きまりは煩わしく思うこともあるかもしれませんが、学校のように集団で生活する場所で、 互いが気持ちよく安心安全に過ごすためになくてはならないものです。中には必要なのかと思 うようなきまりもあるかもしれませんが、まずは守ってみることから始めるのが大切だと思い ます。家庭でもお子様と話し合ってきまりやルールをつくったら、妥協せず守らせるようにし てください。子供がわがままを言ったり癇癪を起こしたりしてきまりを守らなくなり、結果的 に家庭でルールを守らなくても良いと学んでしまうと、他の場所でもルールを守ろうとするハ ードルが下がってしまします。きまりが守れない人は、集団社会に関われなくなっていってし まいます。そうならないようにしたいです。

# く今年度から変更になったこと4月になってからの生活指導事項>

## ○上履きの貸し出しについて

今年度上履きの貸し出しは<u>しません</u>。貸し出した上履きがなかなか戻ってこないことやクラスの児童を残して電話をしに職員室に戻ることが安全上も課題となったためです。忘れてしまったお子様は、外履きの靴を雑巾できれいに拭いて過ごします。

## ○公園での出来事について

学区内の公園で、名前や住所を聞かれたり遊んでいる間にキーホルダーなどがなくなってしまったりという事例がありました。そのような場合には、すぐに逃げることや知っている大人に助けを求めること、また、大切な持ち物は肌身離さず管理することをお話しください。

学校でも引き続き指導してまいります。